

往復文書

A	B	C	D	E	F

保存期間 (限界期限)	1年
----------------	----

交 捜 第 99 号
平成28年1月29日

関係各所 脳 長 殿

交通部交通捜査課長

担当	課長補佐(事故捜査)	[REDACTED]
----	------------	------------

交通事故事件に係る診断書、証明書等の適切な取扱いについて（通知）

交通事故事件に係る診断書及び柔道整復師が発行する施術証明書又は診断証明書（以下「証明書等」という。）については、被害者の負傷の程度を説明するものとして、理由の如何を問わずこれを受理し、適正に処理しなければならないとされているところ、最近、被害者を介して医師に診断書の記載内容に修正を求めた例や、新たな診断書の作成を求めた例のほか、柔道整復師が施行する証明書の受領を拒否する等の不適切な取扱いが相次いでおります。

証明書等についても、刑事訴訟法第321条第4項を根拠に証拠能力が認められるとされており、提出を受けた証明書等については、必ず受領するよう指示の徹底を願います。

なお、検察官から別途指示があった場合には、個別に対応するよう申し添えます。